CNIPA、「知的財産権の保護強化に関する意見」の推進計画を公表

2022 年 10 月 31 日
JETRO 香港事務所

2022 年 10 月 28 日、国家知識産権局（CNIPA）は「**知的財産権の保護強化に関する意見**[1]」（关于强化知识产权保护的意见[2]）（2019 年 11 月発表 中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁）の徹底的な実施に向けた**推進計画**[3]を公表した。

当該意見を受けて、CNIPA は、2020 年 2 月に具体的な取組と業務分掌を明示した 2020-2025 年の詳細な業務計画を策定し、関係各部署にその実行を要請してきた[4]ところ、本推進計画は、114 の取組とそれぞれの実施見込み（完了予定の年月等）を示したものである。

例えば、本年末までに完了させる事項として、専利法実施細則及び専利審査指南の改正の推進（番号 2[5]）、専利出願実務の規制に関する規定の一部改正（番号 12）、越境電子商取引や展示会における知的財産権保護ガイドラインの策定・導入（番号 22, 23）、発明専利の審査期間を 16.5 ヶ月以内に短縮、一般的な状況（一般情形）の商標登録の審査期間を 7 ヶ月に安定、マドリッド領域拡大出願（领土延伸申请）の実体審査の平均審査期間を 4 ヶ月に安定（番号 27）、新しい時代の侵害と模倣に対抗するためのガイドラインを策定・発行（番号 34）等を挙げている。

また、2025 年末までに完了させる事項として、外観設計制度の改革に関する研究の実施（番号 25）と実用新案制度改革[6]の実施（番号 26）を挙げている。

（以上）

---

1 ［日本語仮訳］https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20191124_jp.pdf
2 ［原文］http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content_5455070.htm?from=singlemessage&isappinstalled=0
3 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/28/art_545_179970.html ※仮訳は別紙参照。
4 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/2/17/art_75_132136.html
5 別紙に記載の通し番号。以下同様。
6 明らかに創造性のない審査の導入（引入明显不具备创造性审查）を挙げている。

（別紙）

［仮訳］

「知的財産権の保護強化に関する意見」の推進計画の徹底的な実施

第 19 期中央委員会政治局第 25 回集団研究での習近平総書記の重要な演説の精神を徹底的に実行し、党中央委員会と国務院の知的財産保護強化に関する決定と配置を全面的に実施し、「知的財産保護強化に関する意見」を高い水準で実行し、厳格な保護、協調、重点突破、平等保護を堅持し、保護能力とレベルの全面向上を推進し、知的財産強国の建設を強力に支持すべく、本計画が策定されました。

I. 知的財産保護における法の支配の改善

1. 知的財産権基本法の重要な論点を調査・実証し、知的財産権基本法の素案を作成する。(2025 年 12 月末完了予定)
2. 中華人民共和国専利法実施細則及び専利審査指針の改正を推進する。(2022 年 12 月末完了予定、引き続き推進)
3. 中華人民共和国商標法、中華人民共和国商標法実施条例及び関連する法律規範を更に改正・改善する。(引き続き推進)
4. 中華人民共和国著作権法実施条例、著作権集団管理条例、コンピュータソフトウェア保護条例、情報ネットワーク普及権保護条例の改正を推進する。(引き続き推進)
5. 著作権行政処罰実施弁法、著作物任意登録試行弁法、コンピュータソフトウェア著作権登録弁法、インターネット著作権行政保護弁法を改正し、軍事コンピュータソフトウェア著作権登録暫定規定及び印刷障害者への著作物提供に関する関連規定を制定する。(2025 年 12 月末完了予定)
6. フォークロアおよび芸術作品の著作権の保護に関する規則を策定し、その導入を促進する。(2025 年 12 月末完了予定、継続的に推進予定)
7. 中華人民共和国不正競争防止法の改正を推進する。(引き続き推進)
8. 電子商取引法の知的財産条項の改正を検討・推進する。(引き続き推進)

9. 中華人民共和国植物新品種保護条例の改正案を策定する。(2022 年 12 月末完了予定)
10. 営業秘密の保護に関する規定の導入を推進する。(引き続き推進)
11. 中国医学の伝統的知識の保護に関する規則の策定と導入を促進する。(2022 年 12 月末完了予定、引き続き推進)
12. 専利出願実務の規制に関する規定を一部改正する。(2022年12月末完了予定)
13. 「知的財産権侵害の刑事事件の処理における法律の適用に関するいくつかの問題についての最高人民法院 最高人民検察院の解釈」を発行し、知的財産権侵害の犯罪に関する法律の適用基準をさらに明確にする。(2023 年 12 月末完了予定)
14. 「新時代の知的財産権法院業務の全面的強化に関する最高人民検察院の意見」を制定し、発表する。(2022 年 6 月末完了予定)。
15. 知的財産権侵害の犯罪を公訴する際の証拠調べに関するガイドラインを策定する。(2023 年 12 月末完了予定)
16. 知的財産検察案件処理規程を制定し、知的財産検察案件の総合的な処理システムを構築する。(2023 年 12 月末完了予定)
17. 公証人業界における電子預託サービスのサービス仕様を策定・導入する(試行)。(2023 年 12 月末完了予定)
18. 地域間の法執行の連携と総合的な文化市場法執行の協働のための管理策を検討・策定する。(2022 年 12 月末完了予定)
19. 商標の行政執行に関する指導マニュアルを検討・策定する。綿密な調査を行い、商標行政執行の難題を積極的に取り締まり、調査・証拠収集の規則をさらに改善し、違法営業金額の計算を標準化する。(2023 年 12 月末完了予定)
20. 企業の知的財産管理規範の国家標準を改訂し、改善する。(2025 年 12 月末完了予定)
21. 展示会における知的財産権の保護に関する措置の改訂を推進する。(2023 年 12 月末日完了予定)
22. 越境電子商取引における知的財産権保護ガイドラインを策定・導入する。(2022 年 12 月末完了予定)

23. 展示会における知的財産権の保護に関するガイドラインを策定・導入する。(2022 年 12 月末完了予定)
24. 非伝統的遺産の分野に関連する知的財産権の保護に関する研究を行う。(引き続き推進)
25. 外観設計制度の改革に関する研究を行う。(2025 年 12 月末完了予定)
26. 実用新案制度改革を推し進め、明らかに創造性のない審査を導入する。(2025 年 12 月末完了予定)

II.知的財産権のチェーン全体の保護強化

27. 専利と商標の審査能力を持続的に向上させ、発明専利の審査期間を 16.5 ヶ月以内に短縮し、一般的な状況（一般情形）の商標登録の審査期間を 7 ヶ月に安定させ、マドリッド領域拡大出願（领土延伸申请）の実体審査の平均審査期間を 4 ヶ月に安定させる。(2022 年 12 月末完了予定、引き続き推進)
28. 出願人の要請により専利出願の優先審査を行い、審査認可サイクルを圧縮し、優先出願の審査プロセスを迅速化する。商標登録出願の迅速な審査に関する措置（試行）を策定・実施する。(引き続き推進)
29. 農作物新品種保護審査指針を作成し、農作物新品種 7000 余種の受入を完了し、3000 余種を認可し、審査期間を 15 日間に短縮する。森林・草本植物新品種保護の管理システムを確立し、森林・草本植物新品種権利認定のための知的かつ便利な改革を推進する。(2022 年 12 月末完了予定)
30. 重点地域と重点リンクにおける知的財産権侵害に対する取り組みを強化し、“剑网”、“昆仑”、“龙腾” などの特別作戦、重点地区での反不正競争の執行、侵害品・模倣品の破壊、植物新品種権侵害の取り締まりを実施する。薬品、化粧品、医療機器など“两品一械”のインターネット販売に関する特別な管理を行う。商標権侵害、専利権侵害、著作権侵害等の違法行為の撲滅、登録商標の悪質な出願や特許庁の違法行為の調査・対処を法令に基づき継続的に実施する。種子産業の監督と執行のための年間活動プログラムを発行する。(引き続き推進)

31. 不正な専利出願や悪質な商標登録の規制を強化するため、不正な専利出願を定期的に地方に知らせ、悪質な商標登録の手がかりや著しい悪影響を及ぼす事例を速やかに転送する。(引き続き推進)
32. 著作権行使の重大案件の監督を強化すること。ソフトウェアの使用状況の検証を毎年行い、学会に公表する。(引き続き推進)
33. 農業、食品・医療、文化・スポーツ、地理的表示の各分野における侵害・模倣の典型的な事例を数多く取り扱う。(引き続き推進)
34. 新しい時代の侵害と模倣に対抗するためのガイドラインを策定・発行する。(2022 年 12 月末完了予定)
35. 侵害・模倣対策における地域横断的な法執行協力を組織し、知的財産権分野における典型的な事例を選び、組織と調整・指揮を強化し、上下の連携と地域の相乗効果による法執行メカニズムを確立・向上させる。(引き続き推進)
36. 民事と行政の知的財産事件の第一審の裁判権に関する一定の規定を出し、技術事件の裁判権の配置を最適化し、知的財産事件の地域横断的な裁判機構をさらに改善する。(2023 年 12 月末までに完了し、継続的に推進予定)
37. 漢方薬の遺産とイノベーションの発展を促進するため、「漢方薬の知的財産権の司法保護強化に関する意見」を策定する。(2022 年 12 月末完了予定)
38. 行政法執行機関による犯罪容疑事件の移送に関する規定を厳格に実施し、事件移送の基準と手続きを改善し、行政法執行機関と刑事司法が融合した典型的な事例を多数処理する。(2022 年 12 月末完了予定)
39. 登録申請中の医薬品に係る専利権に関する紛争の民事事件の審理における法の適用に関するいくつかの問題についての規定の適用について指導する。(2023 年 12 月末完了予定)
40. 知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈及び営業秘密侵害民事事件の審理における法律の適用に関するいくつかの問題についての規定の適用を指示する。(引き続き推進)
41. 悪質な商標登録の場合の基準を厳格に検討する。(引き続き推進)

42. 知的財産権紛争の調停組織とチームの建設を強化し、仲裁機関が知的財産権仲裁裁判所（センター）などの内部部門を設立することを支援し、知的財産権紛争の多様な解決手段を継続的に拡大する。(引き続き推進)
43. 商品取引市場における知的財産権保護の規範を整備し、知的財産権保護のための標準化市場の建設を引き続き推進し、多数の新しい国家レベルの知的財産権保護のための標準化市場を認定する。電子商取引における知的財産保護管理のための国家推奨基準を実施する。(引き続き推進)
44. 業界団体や商工会議所が情報共有を強化し、知的財産保護のための自主規制機構を確立するよう指導する。(引き続き推進)
45. 引き続き知的財産権代理業を規制する特別措置を実施し、違法・不法な代理行為に対する高圧的な勢いを固める。知財エージェントの信用評価・管理に関するパイロットワークを実施する。(2025 年 12 月末完了予定)
46. 知的財産権分野における重大な違法・不信用者リストの管理を推進し、法に基づきリストに掲載し、「信用中国」ウェブサイトおよび全国企業信用情報公示システムを通じて公示する。(引き続き推進)
47. 信用情報の相互接続と共有を継続的に強化し、関連部門とのデータの照合を促進し、専利料減免の通知とランダムチェックの監督に関する約束制度を完成させる。(引き続き推進)
48. 知的財産保護センターの建設を推進し、知的財産権紛争を迅速に処理するための健全なメカニズムを構築する。(2025 年 12 月末完了予定)
49. 懸念される主要市場リストの確立と改善、および主要市場における知的財産権を保護強化する。(2023 年 12 月末完了予定、引き続き推進)
50. 電子商取引プラットフォームにおける知的財産権侵害の苦情処理システムを改善する。著作権侵害の苦情を迅速かつ一括して処理する仕組みを構築し、電子商取引プラットフォームによる著作権苦情の適時かつ効率的な処理を促進する。専利権評価書の共有範囲を拡大し、電子商取引プラットフォームが専利権評価書を有効に利用して専利権侵害の苦情を迅速に処理するよう指導する。(引き続き推進)

51. ウェブサイトプラットフォームの管理をさらに強化し、プラットフォームの主な責任の履行を促進し、知的財産権侵害の疑いがあるインターネット上の情報コンテンツを、法律に従い、関連部門の意見に従って処分する。(引き続き推進)
52. ブロックチェーン、知識決済、音声・映像の各分野における著作権規制モデルのイノベーションを推進し、関連分野における権利確認・認可・保障のための大規模な仕組みを構築する。(引き続き推進)
53. 知的財産権の保護と援助に関する規範を発行し、知的財産権の保護とガバナンスに参加するボランティアを奨励し、支援する。(引き続き推進)

III.知的財産権保護のための制度的メカニズムの改革の深化

54. 適宜、知的財産権執行検査を実施し、全国人民代表大会の監督を強化する。(引き続き推進)
55. 中国共産党の民主的な監督の役割を発揮させ、知的財産権の保護に関する独自の研究を行うよう会員に奨励し、関連部門を招集し、知的財産権保護に関する会員との協議を順次実施する。(2023 年 12 月末完了予定)
56. 知的財産権法廷による知的財産権刑事事件の審理を促進し、「三合一」の知的財産権裁判メカニズムの改革を引き続き推進する。(2023年12月末完了予定、引き続き推進)
57. 知的財産権の行政確認、行政執行、司法保護のインターフェースを改善し、審査・認可、行政執行、司法裁定の基準の有機的統一を推進する。(引き続き推進)
58. 知的財産権に関する行政・司法資源を統合し、知的財産権管理部門と検察当局の知的財産権保護業務における協力を深化させる。(引き続き推進)
59. 訴訟・調停による知的財産権紛争のオンラインドッキングを実施し、当事者にワンストップサービスを提供する。(引き続き推進)
60. 行政機関横断的な知的財産権審査メカニズムの構築を検討する。(2023 年 12 月末完了予定)
61. 知的財産権侵害の刑事事件における権利者の訴訟権・義務の周知体制を総合的に強化する。(2022 年 12 月末完了予定)

62. 知的財産権紛争における行政調停合意について、当事者の申請による司法確認制度を確立・改善する。(2023 年 12 月末完了予定、引き続き推進)
63. 医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）を実施し、医薬品専利紛争早期解決メカニズムの構築を強化する。(2023 年 12 月末完了予定、引き続き推進)
64. 技術調査員に対する司法解釈の適用に関するガイダンスを提供する。(2023 年 12 月末完了予定)
65. 知的財産権の行政保護のための技術調査官の全国名簿を改善し、各地域における技術調査官制度の確立を推進するための指導を行う。技術調査担当者の能力向上のための研修を企画・実施する。(2025 年 12 月末完了予定)
66. 専利審査・無効申し立てのマルチモーダル審理を推進する。商標審査案件の巡回審理の取り組みを強化する。専利行政判断や侵害訴訟の行政審判に関する共同ヒアリングを実施する。(引き続き推進)
67. 知的財産権関連の司法鑑定機関及び鑑定人に対するアクセス登録を厳格に行い、監督管理を強化する。農業用植物品種をめぐる紛争のための技術鑑定センターの設立を検討する。知的財産権侵害鑑定の能力構築を強化し、知的財産権鑑定機関の推薦出願を整理する。専利・商標権侵害紛争の試験鑑定を推進し、一連の知的財産権鑑定規範の国家基準を策定し、侵害損害評価方法を最適化する。(2025 年 12 月末完了予定)
68. 国家知的財産権保護実証区の建設を推進し、多くの国家知的財産権保護模範区を選定・認定し、知的財産権保護の高地を建設する。(2025 年 12 月末完了予定)
69. 引き続き全国著作権実証化の作業を行い、著作権の実証都市・単位・園区の牽引・放射効果を発揮させる。(引き続き推進)
70. 著作権紛争のための国立調停センターの設立と建設を促進する。(2023 年 12 月末完了予定)
71. 営業秘密保護の革新に関する国家的なパイロット・プロジェクトを実施する。2024 年 12 月末完了予定)
72. 国立農作物品種試験センターの設立を推進する。(2023 年 12 月末完了予定)

73. 知的財産権検察の集中的・統一的な遂行を深化させ、制度の専門化を促進させる。(2023 年 12 月末完了予定)
74. 中国国際知的財産仲裁委員会の設立を推進する。(2025 年 12 月末完了予定)

IV.知的財産分野における国際協力と競争の一体的な推進

75. 「一帯一路」地域における知的財産権に関するハイレベル会合を適宜開催する。「一帯一路」実用協力プロジェクトの推進を継続する。(引き続き推進)
76. 特許審査ハイウェイ（PPH）協力ネットワークを最適化・拡大する。(引き続き推進)
77. 一帯一路沿線国の種子産業政策に関する調査を強化する。(引き続き推進)
78. 自由貿易協定の知的財産章に関する交渉を促進する。 FTA 委員会、中日 EU 地理的表示共同委員会、中日イノベーション協力フォーラムなどの知的財産権交流メカニズムを有効に活用し、知的財産権保護の交流、協力、協議、交渉などをさらに強化する。(引き続き推進)
79. インパクトのある国際展示会やフォーラムを選択し、中国の知的財産権保護の成果を宣伝する。(引き続き推進)
80. 国際ビジネス知財フォーラムなどの国際交流活動の開催や、途上国向け知的財産権研修の実施を行う。世界知的所有権機関、世界貿易機関、G20、APEC、BRICS 諸国などの協力機構の下で、INTERPOL、国際植物新品種保護連合、植物新品種保護東アジアフォーラム、無性繁殖観賞植物・果樹育種家国際協会、国際知的財産権保護協会、国際商標協会などが実施する会議・活動などに積極的に参加し、中国の知的財産権を伝える。(引き続き推進)
81. 在中国大使館・領事館、在中国各種国際機関、業界団体、商工会議所、企業、社会団体等との情報交流会・セミナーを開催し、情報交換を強化する。(引き続き推進)
82. 関係国（地域）の有力企業や社会団体の知的財産権保護に関する要望を様々なルートで把握する。(引き続き推進)

83. 侵害対策及び模倣品対策に関する国際交流・協力及び海外研修を適宜実施する。中国国際輸入博覧会、中国国際サービス貿易博覧会などのイベント時に、権利侵害や模倣品対策をテーマとしたフォーラムを開催する。(引き続き推進)
84. 民間企業の海外知的財産権保護に関する政策情報、国（地域）ガイド、業界ガイドライン、リスク警告の発行・普及を強化する。(引き続き推進)
85. 世界知的財産保護指数 2022 を調査・公表する。(2023 年 12 月末完了予定)
86. 中央企業の海外知的財産権配置に関する調査を整理・実施する。(2023 年 12 月末日完了予定)

V. 知的財産分野での国家安全保障の維持

87. 海外知的財産権情報サービスプラットフォームを持続的に最適化し、知的財産権リスク警告と海外権利保護情報サービスを強化する。(引き続き推進)
88. 海外知的財産権紛争対応全国レベル指導センターの重点連絡部門の役割を果たし、作業メカニズムを改善し、海外知的財産権重大紛争情報及び企業の知的財産権保護に関するマイナス情報を適時に監視、通知し、緊急対応業務を強化する。(引き続き推進)
89. 海外知的財産権紛争に関する国家レベルの指導センターとそのサブセンターの能力構築を強化し、重点産業における海外知的財産権紛争への対応指導体制構築を推進し、企業が海外の知的財産権紛争に積極的に対応するよう指導する。(2024 年 12 月末完了予定)
90. 関連業界団体や商工会議所に対して、知的財産権に関する対外的なリスク回避・管理システムの構築を推進するための指導・支援を行う。(引き続き推進)
91. 損害保険会社が引受能力、市場要求等に応じて、損害保険会社を支援・指導し、国際貿易における知的財産権の保護に関連する保険商品を革新し、企業が海外知的財産権関連保険を利用して、海外知的財産権維持コストを低減するよう指導する。(引き続き推進)
92. 企業の海外知的財産権リスク防止と紛争解決に関する研究を行い、企業の海外知的財産権保護と紛争解決の状況を定期的に把握し、企業の知的財産権保護に

対する意識を高め、投資を増加させるよう指導する。 企業の権利保護のための相互援助メカニズムの構築を引き続き推進する。(引き続き推進)

VI. 知的財産保護のための資源供給と組織的支援の強化

93. 国家知的財産権データセンターと公共サービスプラットフォームの設立を積極的に推進する。知的財産権保護のための情報プラットフォームの構築を加速させる。 公安の食品・医薬品調査のための包括的なアプリケーションプラットフォームの構築を推進する。 侵害品・模倣品の行政取締りと刑事司法との情報共有メカニズムの構築を加速する。 農作物新品種の審査・試験用情報プラットフォームと林業・牧畜業における植物新品種認定データベースを構築する。 権利保護支援のオンラインサービスプラットフォームの機能を果たし、国民に円滑なサービスを提供する。(引き続き推進)
94. 知的財産権保護システム構築プロジェクトの実施計画を研究、策定し、協力して知的財産権保護システムの構築を推進する。(2023 年 12 月末完了予定)
95. 中央管理の指導層と指導的幹部の評価において、知的財産権などの有効性の把握に注意を払う。(引き続き推進)
96. 知的財産保護の分野で専門家や技術者を養成するための努力の増大を支援する。法執行機関の訓練と典型的な事例に関する指導を強化し、知的財産権保護に関する上級訓練プログラムの編成を支援し、知的財産権行政および刑事保護の人員配置と専門性を継続的に強化する。(引き続き推進)
97. 知的財産権の司法保護のための専門家集団を確立・改善する。研究機関や業界団体等との交流・協力を強化し、知的財産権理論に関する研究や教育課程を指導する。(2023 年 12 月末完了予定)
98. 総合的な市場監督と執行のための人材と専門家を育成し、法執行の基幹業務と商標・専利などの法律専門家の助言・指導の役割を発揮させ、法執行の効果を絶えず向上させる。(2022 年 12 月末完了予定)
99. 専門弁護士の評価メカニズムを改善し、知的財産権専門弁護士の肩書きの評価を実施する。知財関連の管理部門に、条件が許す限り、パブリック・ロイヤーを設置することを実現する。(2025 年 12 月末完了予定)

100. 知的財産権の仲裁、調停、公証の人材チームの構築を強化する。知的財産の仲裁人・調停人の選定・採用のルートを広げる。知的財産権研究公証人センターと知的財産権公証人人材育成基地の設立を推進する。公証人の称号制度の改革を深化させ、複合的で優秀な人材を引き続き公証人の職業に誘致する。(引き続き推進)

101. 中国の非遺伝子継承者（非遗传承人）を対象とした知的財産権に関する研修を実施する。(2022 年 12 月末完了予定)

102. 民間企業に対する知的財産保護に関する研修を実施し、知的財産リスクに対する認識と防止能力を高める。(引き続き推進)

103. 知的財産権保護行政部門の職員と司法機関の間の交流と協力を強化する。検察・司法機関間の事件処理担当者の交流を促進する。現地の公証人、仲裁人、司法鑑定の機関を指導し、技能訓練を強化する。(引き続き推進)

104. 関連する国内法規に従い、知的財産権の保護に顕著な貢献をした団体及び個人への表彰を継続的に推進する。(引き続き推進)

105. 初等・中等教育における知的財産教育のレベル向上のための全国的な作業を引き続き行う。大学生を対象とした著作権小論文キャンペーンを引き続き全国展開する。中国の“一网两微一端”等を十分に活用し、法律広報を実施する。(引き続き推進)

106. 中央と国家の関連部門が既存の資金ルートを通じて、知的財産権保護、専利の受理・認可、商標の登録・評価管理、著作権保護を実施することを確保する。(引き続き推進)

107. 公安機関の食品・薬品調査部門の設備の近代化・知能化を継続的に強化する。(引き続き推進)

108. 法執行と監督手段の革新を積極的に推進し、知的財産権の税関保護における科学技術設備の応用の深化を強化する。(引き続き推進)

109. 業界団体間の知的財産情報の国家公営サービス窓口を記録し、サービス窓口間の交流と協力を強化する。(2025 年 12 月末完了予定)

110. 知的財産権侵害および偽造品・粗悪品の違法販売に対抗する活動の年次実績評価を組織する。(引き続き推進)

111. 中国知的財産権保護状況白書、中国裁判所の知的財産権司法保護状況報告、中国知的財産権保護状況とビジネス環境の新展開に関する報告、知的財産権保護に対する社会満足度調査報告、知的財産権保護レベルの評価報告などを毎年発表する。(引き続き推進)

112. 専利、商標、著作権、地理的表示、農作物の新品種、関税や文化市場の分野で、行政や司法による保護の典型的な事例を毎年発表すること。(引き続き推進)

113. 中国弁護士による知的財産権法律サービスの優秀事例と中国知的財産権弁護士年報を発表する。(引き続き推進)

114. 世界知的財産デー、全国知的財産権啓発週間、「中国専利賞」、「中国版権金賞」に合わせて、「知的財産強国建設綱要（2021-2035）」、「14 次 5 カ年計画」の実施効果に焦点を当てて、記者会見，テーマ別公開日，公聴会等を通じて政策を広報・説明し，社会全体で知的財産権保護を重視し、侵害や模倣品と戦うための良い世論の雰囲気形成を促進する。(引き続き推進)

（以上）